チャリティ秋田 規約

1. 名前

この団体のオフィシャル名はチャリティ秋田である。

2. 詳細と目的

チャリティ秋田は非法人・非営利ボランティア団体で、様々な人々が繋がり合う機会を 提供したり、秋田県におけるボランティア精神のレガシーを伝えたりすることによっ て、国外や日本国内に存在するコミュニティを強化するために運営している。

そのためにも、チャリティ秋田はボランティアの機会提供の場、資金集めのイベント、 懇談会などを計画している。私たちは主に秋田県内や東北地方内で行われている、地域 のための運動やチャリティをサポートするために励んでいる。

3. 使命

この団体の目的達成のためには以下のことを理事会では行わなくてはいけない:

- ●基金調達·寄付
- ●銀行口座の開設
- ●保険への加入
- ●会合場所やイベントスペースの賃貸
- ●進行課程やイベントの計画
- ●他のグループと助け合い情報交換を行う
- ●法に従い、団体の目的達成のためにできることを行う

4. ボランティア

全ボランティア志願者は、チャリティ秋田の理想や目的に合ったマナーに従い、振る舞うよう期待されている。もし個人が犯罪を犯したり、団体の目的を満たすということを危うくさせるような行動をとったり、または地域での団体の立場にダメージを与える場合、その個人はボランティアの機会を失う可能性がある。

前年度(現在の日付から365日以内と定める)に少なくとも3回以上チャリティ秋田のイベントでボランティアを行った場合"レギュラーのボランティア"としてみなされる。レギュラーのボランティアは、年に一回行われる執行役員を決める投票に参加可能な権利や、理事会で出された重要な課題点に対する投票への権利が与えられる。さら

に、副部長または財務局長のポジションに使命される可能性がある。

5. マネージメント

- (a) ボランティア活動やイベントはチャリティ秋田の理事によってマネージメントされなければならない。
- (b) 理事会は少なくとも執行役員、副部長、財務局長が在していなければならない。
- (c) 各役員の任期は8月1日から来年度の7月31日までとなる。
- (d) 理事会メンバーは会で使用されるすべてのデジタルコミュニケーションプラット フォームに参加しなければならない。
- (e) 理事会議における投票は挙手、または賛成・反対への直接的陳述によって行われるとする。賛成派と反対派が同数の場合、執行役員が2度目の投票を行う。

ボランティア員よりもさらに、理事会役員はチャリティ秋田の理想や目的に合ったマナーに従い、振る舞うよう期待されている。どのような違反であってもそれを行ったと判断された役員は懲戒を受ける対象となる。理事会は3分の2以上の多数票によってどの役員でも退会させることが可能である。その役員は最終決定が下される前に審問の権利が与えられる。

犯罪を犯し有罪と認められた場合、理事会から自動的に退会しなくてはならない。その他の犯罪においては、理事会がその個人に関した適切なアクションを決定する。理事会メンバーの除名による欠員はセクション8に従い補われる。

6. 役員義務

理事会メンバーが役職に基づき特定の義務を与えられている一方、必要な際には、団体の目的達成のために他のメンバーの義務を引き受けることが期待されている。

- (a) 執行役員の義務とは:
- 1. 理事の方向性の監督
- 2. より大きなコミュニティとの敬意を表した関係性の構築
- 3. イベントやボランティアの機会のためのリーダーを率いるまたは計画する
- 4. 団体のビジョンの維持
- 5. 理事会役員の任命
- (b) 副部長の義務とは:
- 1. 欠員または必要な際の執行役員の役職引き受け

- 2. イベントやボランティアの機会のためのリーダーを率いるまたは計画する
- 3. 主要イベントに関する執行役員の義務の補佐
- (c) 財務局長の義務とは:
- 1. 団体におけるすべての財政業務の責任の引き受け。
- a. これらの責任は、イベントでの基金収集、特定のチャリティへの寄付贈呈、そしてチャリティ秋田の銀行口座のマネージメントが含まれる。
- 2. すべての出費や収益についての文書を維持する(これらの文書は他のメンバーともシェアされる)。
- 3. 財政レポートの作成(これらのレポートは 現在のチャリティのコミュニティに出費や収益について報告するために使用される)。
- (d) 追加の役職は人材の有無や必要性に基づいて設けられる。

追加の役職の例は以下を含むがそれらに限られているわけではない:

- 1. 秘書:筆記、コピーライティング、団体のメールアカウントのマネージメント
- 2. 広報局長:イベントプロモーションの統括やソーシャルメディアのマネージメント
- 3. コミュニティ連絡係:会合場所への連絡、取引交渉、翻訳の提供(このポジションは日本語のネイティブスピーカーによってほとんどの場合果たされる)

7. 財務

- (a) チャリティ秋田によって得られたすべての基金は、この規約や現在の理事によって 定義されたように、団体の目的を果たすという目標にのみに使用される。
- (b) 財政マネージメントにおける最適な業務内容に関する概要が記載された書類の管理については、理事会によって支持、そして対応されなくてはならない。これらの業務内容からの逸脱があった場合、その事柄について即座にそして公的に発表し、十分な説明を行わなければならない。
- (d) 財政は原則上財務局長によってマネージメントされる。一方、収集された基金に伴 う責任は全役員にある。

8. 選挙と任命について

(a) 執行役員のポジションはチャリティ秋田の前理事会やレギュラーのボランティアによる選挙を行うことで選ばれる。

- (b) 選挙は4月に行われる。
- 1. 選出された執行役員は7月に行われる年次報告会以前に執行役員と財務局長の選出を行わなければならない。新しいメンバーが現理事メンバーとともに運営し、学ぶ十分な時間が取られることが理想である。
- (c) 理事執行役員候補者は以下の条件を満たさなければならない:
 - 1. 候補者はこれまでに執行役として満期務めた者であってはならない
 - 2. 現チャリティ秋田理事会の中から候補者は選出されなければならない
- a. 理事会メンバーから候補者が出ない場合、レギュラーのボランティアから選出されるのが適当である。それでも候補者が出ない場合は、候補志願書をその他もコミュニティからも受け付ける。
- (d) 副部長や財務局長のポジションは執行役員により任命され、レギュラーのボランティアそして前理事役員によって提出された志願書の中から選出される。その時々に応じた団体のニーズに合うように追加の役職が与えられる場合がある。
 - (e) チャリティ秋田の理事会メンバーは以下の理由で退会させられる場合がある:
- ●各ポジションの義務をタイムリーに行うことを厳守できない
- ●理事会メンバーの一員として相応しくない行動をとる
- ●理事会のポジションについている間に犯罪を犯す
- ●秋田県外にどのような理由であれ住居を移転する
- (f) チャリティ秋田の理事会役員は必要な際に、コミュニティのメンバーから指名し役員のポジションを補う可能性がある。

9. 年次報告会

- (a) 理事会は7月に年次報告会を行う。
- (b) 年次報告会の日付は、少なくとも報告会が行われる14日間以前に、公的に発表しなければならない。
- (c) 年次報告会は一般に公開しなければならない。
- (d) 年次報告会の内容は以下を含む:
- ●前年度のチャリティ秋田の活動内容におけるレポートを理事会から受け取る
- ●チャリティ秋田の財政におけるレポートを財務局長から受け取る

●チャリティ秋田のリーダーの権利を次の代の理事にな	公的に受け渡す
1 0. 規約変更	
この規約における改変を行うには、理事会役員そしてL くとも4分の3の賛成票を得なければならない(セクシ	
1 1. 解散	
解散の際、全負債が支払われた後の残りの資産は、同しられるのが当然である。	じ目標を持ったその他の団体に譲
この規約は以下の日に採用された	
	[日付]
署名:	
執行役員:	
副部長:	
財務局長:	
その他の理事会役員:	